

地域限定旅行業務取扱管理者試験問題

3
科目

次の注意事項に従って解答してください。(全23ページ)

なお、本試験問題は、令和2年6月1日現在を基準としています。

【注意事項】

1. 答は、別の解答用紙(マークシート)に記入してください。
2. マークは濃度HBまたはBの鉛筆(シャープペンシルを含む。)を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。
3. 印刷が不鮮明なものや頁の欠落がありましたら取り替えますので、着席したまま手を挙げてください。
4. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
5. 解答用紙(マークシート)は、必ず提出してください。白紙答案等の場合であっても、持ち帰ることはできません。
6. 解答用紙(マークシート)の記入にあたっては、次の例に従ってください。指示に従わない場合は、採点されません。

試験地、受験番号、氏名欄の記入例及び解答欄の記入例

【記入例】 試験地 東京都 受験番号 00539番 観光 次郎の場合

令和2年度 地域限定旅行業務取扱管理者試験 解答用紙

試験地	
東京都	<input checked="" type="radio"/>
兵庫県	<input type="radio"/>

受験番号				
0	0	5	3	9
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

フリガナ	カン コウ ズロウ
氏名	観光 次郎

【注意事項】				
1. 「試験地」欄は該当箇所をマークしてください。				
2. 「受験番号」欄は受験番号の記入及びマークをしてください。				
3. マークは濃度HBまたはBの鉛筆(シャープペンシルを含む)を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。				
4. この解答用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。				
5. 解答用紙は必ず提出してください。持ち帰ることはできません。				
マーク	良い例	<input checked="" type="radio"/>	悪い例	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各4点×25問

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

各4点×24問

3 国内旅行実務

1. ～4. 各4点×10問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものはどれか。

- ア. 旅行業等を営む者の健全な発展の促進
- イ. 旅行者の利益の確保
- ウ. 旅行業務に関する需要の拡大
- エ. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を要しないものはどれか。

- ア. 旅行業を営む者のために、企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行う主任の者を派遣する行為
- イ. 宿泊事業者が自ら経営する宿泊施設の宿泊プランと他人が経営する宿泊施設の宿泊プランをセットにして販売する行為
- ウ. 旅行に関する相談に応ずる行為
- エ. 航空会社と代理店契約をしているコンビニエンスストアが、航空券の購入者のために他人の経営する宿泊施設を手配する行為

(3) 旅行業の登録に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 第1種旅行業を営もうとする者が、その業務を本邦内の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の実施のみとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 第2種旅行業を営もうとする者のうち、第1種旅行業者が実施する本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、当該第1種旅行業者を代理して企画旅行契約を締結しようとする者は、観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 第3種旅行業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 地域限定旅行業を営もうとする者は、観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも総合旅行業務取扱管理者を選任しているものとする。）。

- ア. 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
- イ. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することはできない。
- ウ. 第3種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものを除く。）を実施することができる。
- エ. 地域限定旅行業者は、第1種旅行業者が実施する本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、当該旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができるが、その行為に付随して、旅券の受給のための行政庁等に対する手続きの代行をすることはできない。

(5) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その基準資産額が100万円未満であるもの
- イ. 旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者
- ウ. 旅行業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- エ. 心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

(6) 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 第1種旅行業者がその登録業務範囲を第3種旅行業に変更しようとするときは、観光庁長官に変更登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 第3種旅行業者は、主たる営業所の名称について変更があったときは、変更があったその日から30日以内に、登録行政庁に登録事項の変更の届出をしなければならない。
- ウ. 地域限定旅行業者は、主たる営業所以外の営業所について、その所在地の変更があったときは、登録行政庁への変更の届出を要しない。
- エ. 旅行業者代理業者が所属旅行業者を変更するときは、その主たる営業所を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。

(7) 営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者は、営業保証金を供託し、供託物受入れの記載のある供託書を受領したときは、直ちにその事業を開始することができる。
- イ. 旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が所定の額に不足することとなるときは、その不足額を毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内に追加して供託しなければならない。
- ウ. 旅行業者は、毎事業年度終了後6箇月以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を登録行政庁に報告しなければならない。
- エ. 営業保証金の供託は、旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所に現金をもって供託しなければならない。

(8) 旅行業務取扱管理者の選任に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 複数の営業所を通じて1人の旅行業務取扱管理者を選任することができるのは、地域限定旅行業者及び当該地域限定旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者であって、国土交通省令で定める条件を満たす場合に限られる。
- イ. 旅行業者等は、旅行業務に従事した経験が5年未満である者を、旅行業務取扱管理者として選任することはできない。
- ウ. 旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、5年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。
- エ. 旅行業者等は、本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者のみを、当該営業所の旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。

(9) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものはどれか。

- ア. 法第12条の10の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- イ. 法第10条の規定による旅行業務に関する旅行者との取引額の報告に関する事項
- ウ. 法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項
- エ. 旅行に関する苦情の処理に関する事項

(10) 旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者が定めた料金の範囲内で自ら旅行業務の取扱いの料金を定めることができる。
- イ. 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金を定め、これをその営業所において、旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、その旨を遅滞なく登録行政庁に届け出なければならない。
- エ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確であることがその制定の基準である。

(11) 旅行業約款に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。
- イ. 保証社員である旅行業者は、その旅行業約款に記載した弁済業務保証金からの弁済限度額を変更しようとする場合、登録行政庁の認可を受けなければならない。
- ウ. 観光庁長官及び消費者庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合において、旅行業者が、標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めたときは、その旅行業約款については、登録行政庁の認可を受けたものとみなされる。
- エ. 旅行業者は、現に認可を受けている旅行業約款について、契約の変更及び解除に関する事項を変更しようとするときは、登録行政庁の認可を受けなければならない。

(12) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときに、取引条件の説明にあたって旅行者に交付する書面に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約を締結しようとするときは、旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画者との連絡方法を書面に記載しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。
- ウ. 旅行業者は、旅行者と旅行の相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとするときは、旅行者が旅行業者に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容を書面に記載しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、旅行者と旅行業務について契約（旅行の相談に応ずる行為に係る旅行業務についての契約を除く。）を締結しようとするときは、書面に当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を記載しなければならない。

(13) 次の記述のうち、旅行業者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する書面の記載事項として、定められていないものはどれか。

- ア. 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報
- イ. 契約締結の年月日
- ウ. 書面の交付の年月日
- エ. 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無

(14) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業務取扱管理者は、旅行者からの請求がなければ、旅行業務取扱管理者の証明書を提示することを要しない。
- イ. 外務員は、旅行者が悪意であったときを除き、その所属する旅行業者等に代わって、旅行者との旅行業務に関する取引についての一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなされる。
- ウ. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行業者等のために営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う使用人のことで、役員は除かれる。
- エ. 旅行業者等は、外務員に、国土交通省令で定める様式による外務員の証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

(15) 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項として、定められているものはどれか。

- ア. 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- イ. 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無
- ウ. 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
- エ. 企画旅行を実施する営業所の旅行業務取扱管理者の氏名

(16) 標識に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者等の標識には、営業所において選任された旅行業務取扱管理者及び旅程管理業務を行う者のうち主任の者の氏名を記載しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者の標識には、登録年月日及び有効期間を記載しなければならない。
- ウ. 法人である旅行業者等の標識には、営業所の名称及び代表者の氏名を記載しなければならない。
- エ. 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者と異なる様式であつて、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(17) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置を講じなければならない。
- イ. 旅行業者は、本邦内の旅行において、契約の締結前に旅行者に旅程管理のための措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合は、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じることを要しない。
- ウ. 旅行業者は、本邦外の旅行にあつては、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、その原因が旅行業者の関与し得ないものである場合を除き、代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続きの実施その他の措置を講じなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するための必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示を行わなければならない。

(18) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅程管理業務に関する実務の経験は、観光庁長官の登録を受けた者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了した日から1年以内に1回以上又は3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験に限られる。
- イ. 旅行業者によって選任された旅程管理業務を行う主任の者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなされる。
- ウ. 企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、そのすべての者が法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務を行う主任の者でなければならない。
- エ. 旅行業者は、いかなる場合も未成年者を、旅程管理業務を行う主任の者として選任することができない。

(19) 法第13条「禁止行為」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者等の従業者は、旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与してはならない。
- b. 旅行業者等は、運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為をしてはならない。
- c. 旅行業者等は、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金については、旅行者から事前に承諾を得たとしても営業所において掲示した料金を超えて料金を収受してはならない。
- d. 旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

ア. a, b イ. a, b, d ウ. b, c, d エ. a, b, c, d

(20) 受託契約に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 第2種旅行業者は、地域限定旅行業者を委託旅行業者とする受託契約を締結することができない。
- イ. 旅行業者は、他の旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、複数の旅行業者と受託契約を締結することができる。
- ウ. 受託旅行業者が、受託契約において、受託旅行業者代理業者を定めた場合、当該受託旅行業者代理業者は、委託旅行業者を代理して、旅行者と企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結することができる。
- エ. 委託旅行業者と受託契約を締結した旅行業者は、法第3条の規定にかかわらず、旅行業者代理業の登録を受けなくても、委託旅行業者を代理して、旅行者と企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結することができる。

(21) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業者代理業者の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年とする。
- イ. 所属旅行業者は、いかなる場合であっても、旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。
- ウ. 旅行業者代理業を営もうとする者は、第3種旅行業者を所属旅行業者とすることはできない。
- エ. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。

(22) 登録の取消し等に関する次の記述から、登録の取消事由に該当するもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者等が登録を受けてから1年以内に事業を開始していないと認めるとき。
- b. 旅行業者等が引き続き6箇月以上事業を行っていないと認めるとき。
- c. 旅行業者等が旅行業法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- d. 旅行業者等が不正の手段により新規登録を受けたとき。

ア. a, b イ. c, d ウ. a, c, d エ. a, b, c, d

(23) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行サービス手配業の新規登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができない。
- ウ. 旅行業者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業務を行うことができる。
- エ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合には、他の旅行サービス手配業者以外の者に委託してはならない。

(24) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められていないものはどれか。

- ア. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の取扱いに従事する者に対する研修
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する会計監査
- ウ. 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
- エ. 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決

(25) 弁済業務保証金制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 旅行業協会に加入しようとする旅行業者は、その加入しようとする日の翌日から起算して 14 日以内に、所定の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- イ. 保証社員は、弁済業務規約の変更により弁済業務保証金分担金の額が増額されたときは、弁済業務規約で定める期日までに、その増額分の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。
- ウ. 旅行業協会が供託している弁済業務保証金から債権の弁済を受ける権利を有する旅行者は、その権利を行使しようとするときは、その債権について登録行政庁の認証を受けなければならない。
- エ. 旅行業協会は、保証社員から、弁済業務保証金分担金の納付を受けたときは、これを、保証社員の主たる営業所の最寄りの供託所に、弁済業務保証金として供託しなければならない。

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の各設問について、該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者が旅行者との間で締結する契約は、約款の定めるところによる。約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。
- イ. 「通信契約」とは、旅行者が電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段を用いて契約の申込みを行い、旅行代金を旅行業者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより決済する契約をいう。
- ウ. 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいう。
- エ. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が約款に優先する。

(2) 募集型企画旅行契約の部「旅行契約の内容」「契約の申込み」「電話等による予約」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受ける。
- イ. 旅行者が契約の申込みの際に支払った申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱う。
- ウ. 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旨の申し出が旅行者から契約の申込時にあったときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じる。この申出に基づき、旅行業者が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行業者の負担とする。
- エ. 旅行業者が旅行者から電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の予約を受け付けた場合において、その承諾の旨を通知した後、当該旅行業者が定める期間内に、当該旅行者から申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位による。

(3) 募集型企画旅行契約の部「電話等による予約」「情報通信の技術を利用する方法」「旅行代金」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 通信契約の申込みをしようとする旅行者から予約を受け付けた後、旅行業者が定める期間内に、旅行者が会員番号等を通知しない場合は、旅行業者は、当該予約がなかったものとして取り扱う。
- b. 旅行業者は、旅行者と通信契約を締結したときは、カード利用日は旅行契約成立日とする。
- c. 旅行業者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、契約書面の交付に代えて、旅行者に情報通信の技術を利用する方法により当該契約書面に記載すべき事項を提供することがあるが、確定書面については、必ず書面を交付することを要し、情報通信の技術を利用することはできない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(4) 募集型企画旅行契約の部「確定書面」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅行者から旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合、宿泊を伴う国内旅行においては旅行開始日の前日までに、日帰りの国内旅行においては旅行開始日までに、確定書面を旅行者に交付しなければならない。
- b. 手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、旅行業者は迅速かつ適切にこれに回答する。
- c. 確定書面を交付した場合には、旅行業者が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定される。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」「旅行者の交替」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがある。
- b. 契約書面に記載した旅館の過剰予約受付により宿泊の利用が不可能となり、当該旅館より宿泊料金の高い旅館に変更したことから、旅行の実施に要する費用が増加した場合において、旅行業者は、当該契約内容の変更の際にその範囲内で旅行代金の額を増額することがある。
- c. 旅行業者は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に旅行業者の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、当該契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがある。
- d. 旅行業者と契約を締結した旅行者は、旅行業者の承諾を得て、契約上の地位を当該旅行者の三親等以内の親族に限り譲り渡すことができる。

ア. a, c イ. b, d ウ. a, b, c エ. a, b, c, d

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものはどれか（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- ア. 旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- イ. 台風の影響で旅行地の運送機関が不通となり、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ウ. 旅行業者が旅行者に対し、契約書面に記載した所定の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- エ. 旅行者が事故による怪我で重傷を負い、入院したことから、旅行への参加が不可能になったとき。

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等—旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行業者は、天災地変等の旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいときは、契約を解除することがある。
- イ. 旅行業者は、旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたときは、契約を解除することがある。
- ウ. 旅行業者は、日帰りの国内旅行において、旅行開始日の前日に参加する旅行者の一部が契約を解除したことから、旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員を下回ったときは、契約を解除することがある。
- エ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるときは、契約を解除することがある。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権—旅行開始後の解除」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- a. 旅行業者が契約を解除したときは、旅行業者と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅する。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行業者の債務については、有効な弁済がなされたものとする。
- b. 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による旅行業者の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合において、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行業者は、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額を、旅行者に対し払い戻すことを要しない。
- c. 旅行業者は、天災地変等の当該旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったことから、契約の一部を解除したときは、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻す。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」「契約解除後の帰路手配」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 出発日が9月8日である1泊2日の国内旅行で、旅行者が9月1日に契約を解除した。この場合において、旅行業者は、取消料を差し引いた旅行代金を10月9日までに旅行者に払い戻す。
- イ. 出発日が9月1日である1泊2日の国内旅行で、8月25日に旅行代金の減少を伴う契約内容の変更を旅行者全員に通知した場合において、旅行業者は、当該減少となる旅行代金を10月2日までに旅行者に払い戻す。
- ウ. 旅行業者の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったことから、旅行者が旅行開始前に契約を解除した場合において、旅行業者が既に収受した旅行代金を約款に定める期日までに払戻した場合であっても、旅行者が旅行業者に対して損害賠償請求権を行使することを妨げるものではない。
- エ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由によって旅行の継続に耐えられなくなり、旅行開始後に契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受ける。この場合において、旅行者が出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とする。

(10) 募集型企画旅行契約の部「団体・グループ契約」「契約責任者」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者を定めて申し込んだ契約の締結については、団体・グループ契約の章の規定を適用する。
- イ. 旅行業者は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではない。
- ウ. 旅行業者は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなす。
- エ. 日帰りの国内旅行であって、添乗員その他の者が当該旅行に同行する場合においては、契約責任者は、構成者の名簿を旅行業者に提出することを要しない。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「添乗員等の業務」「保護措置」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行う。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力する。
- b. 添乗員その他の者が旅程管理業務その他旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務に従事する時間帯は、原則として7時から22時までである。
- c. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、これが旅行業者の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とする。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(12) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者の契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなす。
- イ. 国内旅行（貸切船舶を利用する場合を除く）において、旅行業者が企画書面及び契約書面に旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示して契約している場合において、旅行者が自己都合により旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に当該契約を解除したときは、旅行業者は、企画料金に相当する金額の取消料の支払いを受ける。
- ウ. 旅行者は、契約が締結された後は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができない。
- エ. 旅行業者は、契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、旅行業者の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の旅行内容に沿って作成した企画の内容を記載した書面を交付する。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者は、契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがある。
- b. 旅行業者は、契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがある。この場合には、契約は、旅行業者が契約の締結を承諾した時に成立するものとし、契約責任者に対し申込金の支払いを受けることなく契約を締結する旨を記載した書面の交付を要しない。
- c. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、契約内容の重要な変更があった旨の申出が、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者からあった場合にのみ、変更補償金を支払う。
- イ. 旅行業者は、官公署の命令を事由として、約款に定める契約内容の重要な変更が生じたときは、変更補償金を支払わない。
- ウ. 旅行業者が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。
- エ. 過剰予約受付により確定書面に記載した航空会社を利用できなくなり、旅行業者が他の航空会社に変更したことから、旅行開始前に旅行者が契約を解除した場合は、旅行業者は、旅行者に変更補償金を支払わない。

(15) 募集型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものはどれか（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. バスにて市内観光中に交通事故による交通渋滞に巻き込まれ、この日に予定されていた自由行動の時間が大幅に短縮されたとき。
- イ. 契約書面には「Aホテルに宿泊」と記載されていたが、Aホテルの過剰予約受付により客室の不足が生じたことから、結果的にはAホテルより上位ランクのBホテルに宿泊となったとき。
- ウ. 契約書面では「Aレストランでの名物料理の夕食」と記載されていたが、レストランの都合により「Aレストランでの和会席料理の夕食」に変更されたとき。
- エ. 契約書面には、ツアー・タイトルに「東京スカイツリー天望デッキから見る初日の出と隅田川七福神めぐり」と記載されていたが、訪れた時は天候が悪く、天望デッキから初日の出が見られなかったとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者の企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当該旅行業者が実施する募集型企画旅行については、主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱う。
- b. 旅行参加中の旅行者が手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業者が故意又は過失による損害賠償責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行業者が支払うべき特別補償規程に定める補償金は、当該損害賠償金とみなす。
- c. 旅行業者は、当該旅行業者に責任が生ずるか否かを問わず、旅行者が企画旅行参加中にその生命、身体に被った一定の損害について、当該旅行者の年齢の属する年齢区分に従った補償金及び見舞金を支払う。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述のうち、入院見舞金、通院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いを要するものはどれか。

(注1) 旅行業者が入院見舞金又は通院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。

(注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

- ア. 自由行動日に乗車した公共バスの追突事故で生じた他覚症状のない「むちうち症」
- イ. 旅行者と世帯を同じくする親族の不注意により、落として破損したスマートフォンの修理
- ウ. 企画旅行の日程に含まれていないスキダイビング体験中に発生した事故によって被った傷害の治療のための90日間の入院
- エ. 旅行の受付場所へ向かう途中の駅で階段を踏み外し、被った傷害の治療のための5日間の入院

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないことから、旅行業者が契約を解除したときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、旅行業者に対し、旅行業者が得るはずであった取扱料金は支払わなければならないが、所定の取消手続料金を支払う必要は無い。
- イ. 旅行業者が善良な管理者の注意をもって宿泊サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行業者の債務の履行は終了し、宿泊サービス提供機関が満員との事由によって契約を締結できなかった場合であっても、旅行業者が手配旅行契約の義務を果たしたときは、旅行者は旅行業者に対し、旅行業者所定の取扱料金を支払わなければならない。
- ウ. 旅行業者が旅行者の求めにより契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、旅行業者に対し、旅行業者所定の變更手続料金を支払わなければならない。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとする。
- エ. 契約責任者からの求めにより、旅行業者が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、旅行業者に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならない。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. 旅行業者は、旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金の合計額が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、旅行終了後、速やかに旅行者にその差額を払い戻す。
- イ. 旅行業者は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがある。
- ウ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行終了後速やかにその旨を旅行業者に申し出なければならない。
- エ. 旅行業者は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより契約を成立させることがある。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述から、正しいもののみをすべて選んでいるものはどれか。

- a. 旅行業者が相談料金を収受することを約して、旅行者の委託により、旅行の計画の作成をすることは、旅行相談契約の業務に該当しない。
- b. 旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。
- c. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害発生の日から起算して6月以内に当該旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。

ア. a, b イ. a, c ウ. b, c エ. a, b, c

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社の責に帰すべき事由により、バス会社の自動車の運行を中止したとき、目的地の一部にも到達しなかった場合は、すでに収受した運賃及び料金の全額を払い戻す。
- イ. バス会社は、バス会社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害し、これによって生じた損害を賠償する責に任じる場合は、バス会社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限られる。
- ウ. バス会社は、旅行業者が企画旅行の実施のため、バス会社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を締結する。
- エ. バス会社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、配車時刻から30分を経過しても旅客が乗車について意思表示をしないときには、当該車両について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなす。ただし、この規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には、適用しない。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. フェリー会社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、フェリー会社又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負う。
- イ. 旅客は、手回り品（旅客が使用する車いす及び身体障害者補助犬を除く。）を2個に限り、船室に持ち込むことができる。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、フェリー会社が支障ないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができる。
- ウ. 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていない。
- エ. フェリー会社は、乗船券の通用期間について、片道の乗船距離が100キロメートル以上200キロメートル未満の片道券にあつては、指定便に係るものを除き、発売当日を含めて4日間以上の期間を定めて、これを券面に記載する。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。
- イ. 小児の寝台料金は、大人の寝台料金と同額である。
- ウ. 急行券を所持する旅客は、列車が遅延した場合において、新幹線においては着駅到着時刻に1時間以上、他の急行列車においては着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したときは、急行券の全額の払いもどしの請求をすることができる。
- エ. 訪日観光団体とは、訪日観光客8人以上又はこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）によって構成された団体で、責任のある代表者が引率するものをいう。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 宿泊客が、宿泊中に宿泊契約締結の際に申し出ていた宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、ホテル(旅館)は、その申し出がなされた時点で当初の宿泊契約が継続された宿泊日まで延長されたものとして処理する。
- イ. 宿泊客は、宿泊料金等の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、宿泊日当日、ホテル(旅館)のフロントにおいて、必要な事項を登録する際に、あらかじめそれらを呈示しなければならない。
- ウ. ホテル(旅館)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の所定の時刻、又はあらかじめ明示された到着予定時刻を一定時間経過しても到着しないときは、その宿泊契約は当該宿泊客により解除されたものとみなして処理することがある。
- エ. ホテル(旅館)の責に帰すべき事由により、宿泊客に契約した客室の提供ができない場合において、同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋することができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当する。

3 国内旅行実務

1. 貸切バスによる運送に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 次の行程で大型車の貸切バス（本設問において、以下「大型バス」という。）を利用するときの運賃について、資料に基づき各設問に該当する答を、選択肢の中からそれぞれ1つ選びなさい。

(注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付 関東運輸局長公示）」によるものとする。

(注2) この運行に係る料金は生じないものとする。

(注3) 運賃の割引、消費税の計算は行わないものとする。

<行程>

出庫 12:00 旅行出発 (旅客乗車地) 12:45 旅行終着 (旅客降車地) 15:45 帰庫 16:20

	回送区間	旅客が実際に乗車する区間	回送区間
時間	45分	3時間(180分)	35分
距離	19キロ	89キロ	13キロ

<資料>

- この大型バスの時間制運賃は1時間あたり6,000円とする。
- この大型バスのキロ制運賃は1キロあたり140円とする。

① この行程における時間制運賃の額について、正しいものはどれか。

- ア. 4時間20分 → 端数処理 → 4時間×6,000円 = 24,000円
- イ. 4時間20分 → 端数処理 → 5時間×6,000円 = 30,000円
- ウ. 6時間20分 → 端数処理 → 6時間×6,000円 = 36,000円
- エ. 6時間20分 → 端数処理 → 7時間×6,000円 = 42,000円

② この行程におけるキロ制運賃の額について、正しいものはどれか。

- ア. 89キロ×140円 = 12,460円
- イ. 89キロ → 端数処理 → 90キロ×140円 = 12,600円
- ウ. 121キロ×140円 = 16,940円
- エ. 121キロ → 端数処理 → 130キロ×140円 = 18,200円

(2) 貸切バスによる運送に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (注1) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(平成26年3月26日付 関東運輸局長公示)」によるものとする。
- (注2) 選択肢ア. は、交替運転者の配置を要しない運送とする。
- (注3) 選択肢イ. は、消費税の計算は行わないものとする。

- ア. 出庫が18時、帰庫が22時の運送において、バス会社は、この運送に係る時間制運賃を計算するための時間のうち1時間分について、1時間あたりの運賃の2割以内の割増料金を適用する。
- イ. 学校教育法による中学校に通学する者の団体が、貸切バスを利用するとき、運賃が下限額の100,000円である場合、運賃の割引が適用され80,000円となる。
- ウ. バス会社は、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として時間制運賃を計算する。
- エ. 法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、バス会社は、交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額の交替運転者配置料金を適用する。

2. 宿泊に関する次の記述のうち、資料に基づき、正しいものを1つ選びなさい。

- (注1) モデル宿泊約款によるものとする。
- (注2) 選択肢ア. は、宿泊客に違約金の支払義務がある宿泊契約とする。
- (注3) 選択肢イ. は、追加料金は発生しないものとする。
- (注4) 選択肢ウ. は、宿泊契約が成立したとき、宿泊施設が指定期日までの申込金の支払いを宿泊客に求めるものとする。
- (注5) 選択肢エ. は、宿泊施設が客室の延長使用に応じたものとし、サービス料及び消費税等諸税の計算を行わないものとする。

<資料>

この設問における宿泊施設は、以下のとおりに定めている。

- 旅館の場合
基本宿泊料：大人1人あたり1泊2食付10,000円
サービス料：10%
消費税：10%
入湯税：100円(年齢12歳未満の者は課税を免除)
- ホテルの場合
基本宿泊料：ツインルーム(定員2名)1室あたり10,000円
チェックアウト：午前10時

- ア. この旅館の違約金は、基本宿泊料の10,000円に対して計算される。
- イ. この旅館に大人2人と大人に準じる食事と寝具等の提供を伴う10歳の小学生の子供1人が1泊するとき、この宿泊客が支払うべき宿泊料金等の総額は30,450円である。
- ウ. 宿泊期間が2日の宿泊客に対する申込金の限度は、基本宿泊料の1日分である。
- エ. このホテルのツインルームを午前11時まで延長して使用したときの時間外追加料金は5,000円である。

3. フェリーによる運送に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

(注1) 「海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款(フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款)」によるものとし、本設問においては「約款」と省略して示している。

(注2) 年齢は乗船日現在とする。

- ア. 7月10日に発航する指定便に係る券面記載金額が3,000円の入鉄前の自動車航送券を所持する運送申、込人が、7月8日に払戻しの請求をした場合、約款で別に定める事項に該当する場合を除き、フェリー会社は900円の払戻し手数料を申し受ける。
- イ. 旅客運賃1,000円、急行料金1,000円を収受する急行便が、当該急行便の所定の所要時間以内の時間でフェリー会社が定める時間以上遅延して到着した場合において、当該急行便の旅客が払戻しの請求をしたときは、フェリー会社は旅客運賃と急行料金の合計額の2,000円を払い戻す。
- ウ. 指定制の座席ではない2等船室の旅客運賃が大人500円、小児250円のフェリーに、大人1人が3歳と5歳の小児2人を同伴して当該2等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は750円である。
- エ. 指定制の座席ではない2等船室の大人旅客運賃が500円、自動車航送運賃が2,000円のフェリーに、自動車1台及び当該自動車の運転者1人が当該2等船室に乗船する場合、この乗船に係る運賃の合計額は2,500円である。

4. 旅客鉄道会社(JR)に関する以下の各設問について、それぞれ選択肢の中から答を1つ選びなさい。

(1) 乗継割引に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。


(注1) 乗車に必要な乗車券類は、いずれも最初の列車の乗車前に全て同時に購入するものとする。

(注2) 選択肢ア.イ.の乗車日は2日にまたがり、選択肢ウ.エ.の乗車日は1日とする。

(注3) それぞれの列車の乗車区間内において途中下車はしないものとする。



(注4) 選択肢ウ.に記載する金額は、記載の利用座席における大人の通常期の特急料金の額を示している。


ア. 特急「北斗」の特急料金に乗継割引が適用される。

(1日目) 盛岡駅  新函館北斗駅
新幹線「はやぶさ」




(2日目) 新函館北斗駅  東室蘭駅
特急「北斗」

イ. 特急「うずしお」の特急料金に乗継割引が適用される。



(1日目) 徳島駅  高松駅  岡山駅
特急「うずしお」 快速「マリンライナー」

(2日目) 岡山駅  広島駅
新幹線「みずほ」

ウ. 特急「ワイドビュー伊那路」の特急料金に乗継割引が適用される。

本長篠駅  豊橋駅  品川駅  いわき駅
特急「ワイドビュー伊那路」 新幹線「こだま」 特急「ひたち」
(普通車指定席利用) (普通車指定席利用)
1,290円 2,550円

エ. 乗継割引が適用される列車はない。

名古屋駅  東京駅  仙台駅
新幹線「のぞみ」 新幹線「やまびこ」

(2) 次の経路による行程で旅客が乗車する場合について、各設問に該当する答を、それぞれの選択肢の中から1つ選びなさい。

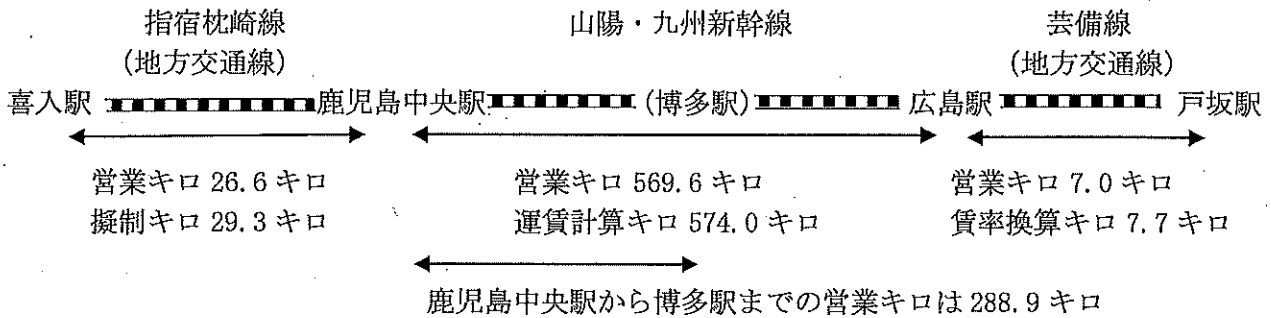
(注1) 乗車に必要な乗車券は、最初の列車の乗車前に、途中下車しないものとして購入するものとする。

(注2) 鹿児島中央駅及び広島駅では、最初の列車の乗車日当日に乗り継ぐものとする。

(注3) 戸坂駅は広島市内に属する駅で、広島市内の中心駅は広島駅である。

(注4) この行程におけるJR九州とJR西日本の境界駅は博多駅である。

<行程>



①大人1人が乗車するとき、普通旅客運賃の計算に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- ア. 運賃は、「26.6キロ+569.6キロ」の計算による基準額に、「26.6キロ+288.9キロ」の計算による加算額を合計した額となる。
- イ. 運賃は、「26.6キロ+569.6キロ+7.0キロ」の計算による基準額に、「26.6キロ+288.9キロ」の計算による加算額を合計した額となる。
- ウ. 運賃は、「29.3キロ+574.0キロ」の計算による基準額に、「29.3キロ+288.9キロ」の計算による加算額を合計した額となる。
- エ. 運賃は、「29.3キロ+574.0キロ+7.7キロ」の計算による基準額に、「29.3キロ+288.9キロ」の計算による加算額を合計した額となる。

②この行程における普通乗車券に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ア. この区間の普通乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により鹿児島中央駅で旅行を中止し、当該乗車券の有効期間内に、当該乗車券を鹿児島中央駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしの請求をした場合、既に支払った旅客運賃から喜入駅と鹿児島中央駅の区間の普通旅客運賃と払いもどしの手数料を差し引いた残額を払いもどす。
- イ. JRの指定学校の学生が、この区間を往路9月1日、復路9月3日として、学校学生生徒旅客運賃割引証をJR窓口に提示して普通乗車券を購入するときは、往復割引と学生割引を重複して適用する。
- ウ. 片道乗車券の有効期間は、4日である。
- エ. 広島駅で下車して出場した後戸坂駅まで乗車するときは、戸坂駅までの別の乗車券を購入する必要がある。

(3) 次の経路による行程で大人1人が乗車するとき、特急料金とグリーン料金の組合せについて、資料に基づき、正しいものを選びなさい。

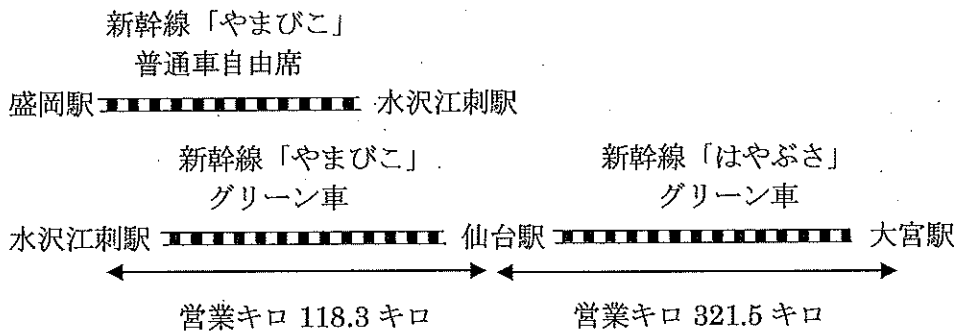
(注1) 最初の新幹線の乗車日当日に大宮駅まで乗車するものとし、この行程の乗車に必要な乗車券類は、最初の新幹線の乗車前に全て同時に購入するものとする。

(注2) 水沢江刺駅では新幹線の改札口を出るものとする。

(注3) 仙台駅では新幹線の改札口を出ないで、「はやぶさ」に乗り継ぐものとする。

(注4) グリーン車は、いずれの新幹線ともグランクラスを利用しないものとする。

〈行程〉 (通常期)



〈資料〉

東北・北海道新幹線〔はやて〕〔やまびこ〕〔なすの〕普通車指定席特急料金 (通常期)

盛岡			
2,400 円	水沢江刺		
3,170 円	3,170 円	仙台	
5,370 円	5,370 円	4,830 円	大宮

東北・北海道新幹線〔はやぶさ〕普通車指定席特急料金 (通常期)

仙台	
5,150 円	大宮

東北・山形・秋田新幹線、上越新幹線、北陸新幹線のグリーン料金 (抜粋)

営業キロ	200 キロまで	301 キロ～700 キロまで
グリーン料金	2,100 円	4,190 円

ア. 特急料金 2,400 円 - 530 円 = 1,870 円 …… ①
 5,370 円 + (5,150 円 - 4,830 円) - 530 円 = 5,160 円 …… ②
 ① + ② = 7,030 円

グリーン料金 4,190 円

イ. 特急料金 2,400 円 - 530 円 = 1,870 円 …… ①
 5,370 円 + (5,150 円 - 4,830 円) - 530 円 = 5,160 円 …… ②
 ① + ② = 7,030 円

グリーン料金 2,100 円 + 4,190 円 = 6,290 円

ウ. 特急料金 2,400 円 - 530 円 = 1,870 円 …… ①
 3,170 円 - 530 円 = 2,640 円 …… ②
 5,150 円 - 530 円 = 4,620 円 …… ③
 ① + ② + ③ = 9,130 円

グリーン料金 4,190 円

エ. 特急料金 2,400 円 - 530 円 = 1,870 円 …… ①
 3,170 円 - 530 円 = 2,640 円 …… ②
 5,150 円 - 530 円 = 4,620 円 …… ③
 ① + ② + ③ = 9,130 円

グリーン料金 2,100 円 + 4,190 円 = 6,290 円

(4) 次の JR 券に関する記述のうち、誤っているものを選びなさい。

(注1) この JR 券の購入、変更、払いもどしは、JR の駅で指定券を発売している時間内に行うものとする。

(注2) 本設問における変更、払いもどし、途中下車は旅客の都合によるものとする。

<u>特急券・グリーン券</u>		
東 京	→	水 戸
11 月 7 日 (11:23 発)		(12:47 着)
ときわ 59 号		5 号車 4 番 C 席
¥3,150 内訳：特 1,050 ・グ 2,100		
見 本		

ア. この JR 券は、10 月 7 日の午前 10 時から発売される。

イ. この JR 券は、使用開始前で利用する列車の乗車駅発時刻前であれば、2 回に限って同じ種類の JR 券に手数料なしで変更することができる。

ウ. この JR 券を 11 月 5 日に払いもどすとき、所定の払いもどしの手数料を差し引いた 2,810 円が払いもどされる。

エ. この券面区間の途中駅である土浦駅で下車したとき、払いもどしとなる額はない。

<以 上>